

# 安全教育の全体計画

**安全教育に関する法令等**

- 学習指導要領総則「安全に関する指導」
- 学校保健安全法が平成21年4月より施行「学校安全計画」の策定
- 10年後の東京への実行プログラム「子供の安全確保の推進」
- 東京都教育ビジョン(第2次)「安全教育プログラムの推進」
- 文京区教育委員会の教育目標

**学校の教育目標**

人間尊重の精神を基調とし、社会の変化に主体的に対応し、心豊かでたくましく生きる昭和の子を育成する。

- ・自ら進んで学び、よく考える子
- ・自然や人を愛し、共に生きる子
- ・責任をもって、根気強やり抜く子
- ・運動に親しみ、丈夫な体をつくる子

**学校の現状等**

- 本郷通り、不忍通りと2本の大きな幹線通りに挟まれている。登下校の際は横断に気をつけなければならない。
- 駒込警察署が近く、協力が得られやすい。
- スクールガード活動に参加する保護者や地域の協力もあり、登下校時の指導や交通安全教室やセーフティ教室の行事への参加等、学校への期待や意識が高い。

**安全教育の目標**

児童の危険回避能力や行動選択の向上等を目指し、地域社会の中で自他の安全に目を向け、交通のマナーなど他人への心配りもできる資質や能力を育てる。

**目指す児童像**

- 安全の維持・向上に努力できる子供
- 地域の中で自他の安全に目を向け、他人への優しい行動ができる子供

**育てようとする資質や能力及び態度**

- 安全に関する理解を深め、状況に応じた適切な危険回避の意志決定と自らの身を守るための行動選択する力
- 地域の行事に積極的に参加する、ふれあいを大事にする態度

**安全教育の目標を実現するための基本方針**

- 朝や帰りの会、給食の時間を活用して、「必ず指導する基本的事項」や「月ごとの生活目標」の指導を行う。
- 教職員の「安全教育プログラム」の理解を深めるために、職員会議や研修会や生活指導夕会で必要な情報の共有化を図る。
- 警察署や消防署などの関係機関と連携して具体的な事例を学び、危険を予測し回避する能力を高め、地域に貢献する態度を養う。

安全学習及び安全指導の指導方針等		
生活安全	交通安全	災害安全
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯ブザーの定期的な確認や、集団での歩き方の指導を行い、安全な登下校ができるようにする。</li> <li>○廊下の歩き方や休み時間の約束について理解させ、校内での安全な過ごし方ができるようにする。</li> <li>・セーフティ教室</li> <li>・登下校時の安全指導</li> <li>・校内での安全指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の交通法規や集団での歩行の仕方を理解させ、道路事情に応じた安全な通学の仕方ができるようにする。</li> <li>○自転車に関する基本的な交通法規を理解させ、安全な走行ができるようにする。</li> <li>・交通安全教室</li> <li>・PTA校外部主催自転車安全教室</li> <li>・自転車の乗り方等のプリント配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震や火災時における「おかしも」の大切さや、適切な行動ができるようにする。</li> <li>○災害発生時における避難所の役割とその生活を理解し、自分たちができる行動ができるようにする。</li> <li>・消防署と連携した煙体験の避難訓練</li> <li>・消防署と連携した避難訓練</li> <li>・地域と連携した防災宿泊体験(5年)</li> </ul>

**各学年の指導方針**

【低学年】安全に関する基本的な知識を得る。地域の方々との交流を通して、地域社会の一員としての自覚をもたせる。

【中学年】安全に関する知識を活用する。地域社会で自他の安全を意識した行動ができるようにする。

【高学年】安全に関する知識や体験を日常の中で深める。地域社会の中で、自他の安全や他人への配慮もできるようにする。

**関係する教科等**

【関係教科(生活、社会、理科、家庭、体育、道徳)】学習活動における事故防止の指導や、緊急時の約束の確認を徹底する。

【朝の会、帰りの会、給食】日常的な安全指導を行い、安全・安心に学校生活を送る生活態度を育成する。

【委員会活動、児童会活動】自他共に安全・安心な行動がとれるように、委員会の特色に応じた安全指導を徹底する。

安全管理との関連		
生活や行動等の安全管理(対人管理)	学校環境(対物管理)	事件・事故や災害発生時の危機管理
<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月、校内生活や登下校に関することを中心に学級で指導を徹底する。</li> <li>○担任、専科、栄養士、養護教諭等との情報の共有に努め、毎週金曜日に生活指導夕会を定期的に行い、連携を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【安全点検】毎月1回、校舎内設備や校庭遊具を複数で確認し、安全環境に努める。</li> <li>【日常点検】事故防止の観点から授業や学校行事等の際は、事前の安全点検を徹底する。</li> <li>○水泳指導時においては、排水溝の蓋や緊急電話、AEDの有無を必ず確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員は危機管理マニュアル、学校防災計画に熟知し、迅速な行動(管理職への報告等)と的確な初期対応を行う。</li> <li>○児童が緊急時に安全に落ち着いて行動ができるように、日常的な(朝の会や避難訓練)指導の徹底を図る。</li> </ul>

**教職員の校内研修**

- 4月:安全教育プログラム及び危機管理マニュアル、校内体制等について
- 6月:プールの安全指導・管理について、心肺蘇生法、AEDの使用法
- 8月:不審者対応、防火シャッター、備蓄倉庫について

**推進組織及び評価**

- 生活指導部(校内生活、校外生活、交通安全、防災・避難訓練、特別行事、保健指導)において細かく分担する。
- 評価は、学期ごとに部内で行い、結果を全体に広げ次学期の改善に生かす。

**家庭・地域・関係機関との連携**

- PTA、町会、スクールガードを通じた啓発活動
- 区役所・消防署・地域の防災訓練への参画と教育活動への協力
- 警察署:スクールサポーターとの連携及びセーフティ教室への協力